

平成28年度

インフルエンザ予防接種について


生後6か月以上の皆さまへ

個人通知はしませんので、この説明書をよくお読みください。

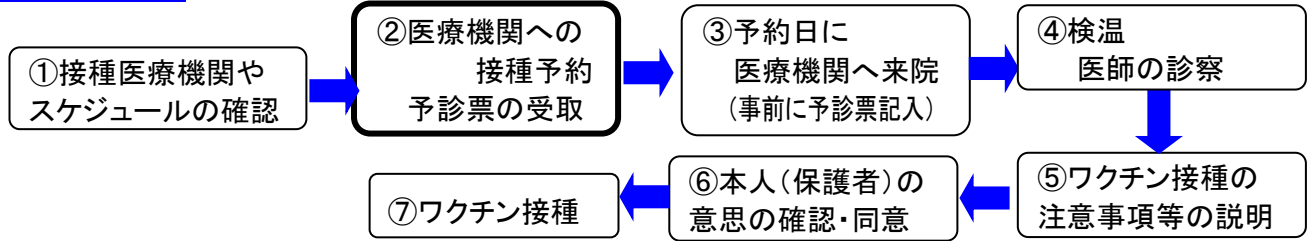
目的

予防接種を行うことでインフルエンザによる重篤な合併症や死亡を予防し、健康被害を最小限にする目的で実施します。予防接種をしたからといって絶対にかからないというものではありません。

インフルエンザ接種説明

	65歳以上の方（一部60歳以上の方）	生後6か月～64歳までの方
対象者	白川町に住所がある方で、 ①接種日に満65歳以上の方 ②満60～64歳で、心臓・じん臓・呼吸器機能・HIVによる免疫の障害について、 身体障害者手帳1級程度 に該当する方 (日常生活が極度に制限される方) →②に該当すると思われる方は、 事前に保健福祉課にご連絡ください。	左記以外の方で接種をされる場合、 その 一部の方には助成 の制度があります。 
	※期間中に左欄の①②の該当年齢になる人が、誕生日前に接種した場合、右欄「生後6か月～64歳」の取り扱いとなります	
接種期間	平成28年10月17日(月)～ 12月22日(木) 接種予約は、10月6日(木)～ 12月10日(土)までです。	医療機関にご相談ください。
接種回数	1回	13歳未満：2回、13歳以上：1回
	※13歳以上の基礎疾患を有する方で著しく免疫反応が抑制されている場合は医師の判断により2回接種の場合あり	
接種費用助成	契約医療機関(医療機関一覧参照)での接種の場合 自己負担金：1,500円 生活保護世帯の人は無料になります。事前に接種費用助成券を保健福祉課へ申請してください。 (裏面申請方法をご覧ください)	全額自己負担 金額は各医療機関によって異なります。 以下対象者一部助成有り 生後6か月以上中学3年生までの方・妊婦(接種日時点で) (裏面助成内容をご覧ください。)
接種場所	美濃加茂市・加茂郡内の 契約医療機関 (医療機関一覧を参照) ※やむを得ない事情で契約医療機関でできない場合(施設入所など)、県内であれば接種できる制度があります。保健福祉課へお尋ねください。	医療機関の制約なし
予診票の配布場所	①接種医療機関 ②保健福祉課 ※予診票の郵送は行いません。事前に予診票を受け取り、自宅で記入してください。	医療機関にご相談ください。
接種時の持ち物等	・保険証、母子健康手帳などの身分・年齢が確認できるものを持参すること。 ・16歳以下・成年被後見人については、原則保護者が同伴すること。 ・予診票への接種意思確認の署名ができない場合は、代理記載ができる親族などが同行すること。 ・乳幼児の方は必ず母子健康手帳をご持参ください	

接種の流れ



助成内容

対象者	①「生活保護世帯」	②「妊婦又は、 生後6か月 から中学校3年生に相当する年齢のお子さん」
助成額	全額	1回につき、上限2,000円 (1人2回まで)
申請方法	接種前に、インフルエンザ費用助成申請の手続きを保健福祉課で行ってください。	医療機関で接種を受け、一旦全額費用を支払ってください。接種が終了しましたら、保健福祉課・又は各地区ふれあいセンターへ「払い戻し申請」にお越しくください。 以下の説明も参考にしてください。 ※ 13歳未満のおさんは2回まで助成の対象になります。 ※ 妊婦とは、接種日までに妊娠届けを提出している、出産前の女性です。
申請者	原則、本人 (高校生以下の場合は、保護者)	本人、又は保護者
申請期間	平成28年10月6日(木) ～平成28年12月9日(金) (持ち物) 印鑑 ※代理人の場合、代理人の身分証明書	平成28年10月17日(月) ～平成29年1月31日(火) (持ち物) ① ワクチン接種料金が分かる領収書(原本) ② 振込みを希望する金融機関の口座 ③ 印鑑

接種場所

加茂管内のインフルエンザワクチン接種契約医療機関

原則予約制

	医療機関名	電話番号	接種受入時間		月	火	水	木	金	土	日
			AM	PM							
白川町	白川病院	72-2222	AM	9:00~12:00	○	○	○	○	○	○	—
			PM	4:00~6:00	○	○	○	○	○	○	—
	予約不要										
	新田医院	72-1503	AM	8:30~11:30	○	○	○	—	○	○	○
			PM		往診時対応可						
	大賀医院	73-1126	AM	9:00~11:00	○	○	○	○	○	※	—
			PM	3:30~5:00	○	○	○	○	○	—	—
	第1・3土曜日は休診										
安江医院	77-1171	AM	9:00~11:00	○	○	○	○	○	○	—	
		PM	1:30~3:00	○	○	○	—	○	—	—	
予約不要 ※ 午前中の実施を優先してください。											

町 外 医 療 機 関 名	
美濃加茂市	そぶえ内科胃腸科クリニック・安藤小児科 ・ いこまファミリークリニック ・ 岩永耳鼻咽喉科 ・ うえだクリニック ・ 太田メディカルクリニック ・ おきななか皮フ科 ・ 木沢記念病院(指定日のみ) ・ 岐阜健康管理センターすこやかクリニック ・ 黒岩内科小児科クリニック ・ 交告医院 ・ こくぼクリニック ・ こじま内科循環器科 ・ さぐち内科 ・ 土屋クリニック ・ 西田醫院 ・ 野尻整形外科 ・ 野尻内科医院 ・ 納土内科 ・ 林クリニック ・ 日江井外科 ・ 堀部医院 ・ 安田内科クリニック ・ わたなべ内科クリニック ・ 渡辺医院(婦人科) ・ (のぞみの丘ホスピタル 入院患者・関連施設利用者のみ)・みのかも西クリニック・横山医院・山手クリニック
川辺町	有本整形外科 ・ かわべ眼科 ・ 田原医院 ・ 濃飛ファミリークリニック
富加町	石原医院
坂祝町	小林クリニック ・ まつだ整形外科
七宗町	大矢クリニック ・ カブチ山田クリニック ・ 小島内科
八百津町	伊佐治医院 ・ 粕谷医院 ・ 佐藤クリニック ・ 和知すこやかクリニック
東白川村	東白川村国保診療所

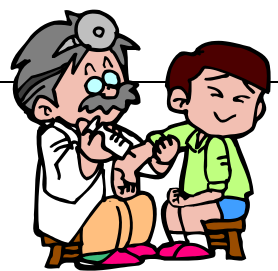
※接種受け入れの詳細は、医療機関にお問合せください

予防接種を受ける前の一般的注意



1	<p>インフルエンザ予防接種は、自らの意思で接種を希望される人のみに実施します。 この文書をよく読み、必要性や副反応について十分理解したうえで接種を受けてください。</p>
2	<p>予診票は記入もれのないように、接種を受ける方が責任をもって記入してください。 (個人情報の保護) 予診票に記載された個人情報は、加茂医師会、実施医療機関、白川町が行うインフルエンザ予防接種事業に利用することを目的とし、厳重に管理します。当個人情報を利用者本人の同意なく明示した目的以外で利用することはありません。これ以外の場合においては、法令などにより開示を求められた場合を除き、原則として本人の許可なく第三者に個人情報を提供することはありません。</p>
3	<p>予防接種を受けることが出来ない人</p> <p>① 接種当日、明らかに発熱のある人。(一般的に体温が37.5℃以上の発熱)</p> <p>② 重篤な急性疾患にかかっている人 (注意) 急性の病気で薬を飲む必要のあるような人は、その後の病気の変化が分からなくなる可能性があるためその日は見合わせる事が原則です。</p> <p>③ インフルエンザワクチンに含まれる成分によって、アナフィラキシーショックを起こしたことがある人。 (説明)『アナフィラキシーショック』とは、通常接種後約30分以内に起こるひどいアレルギー反応のことです。発汗、顔が急に腫れる、全身にひどいじんましんが出る、吐気、嘔吐、声が出にくい、息がしにくい等の症状に続きショック状態になるような激しい全身反応です。</p> <p>④ 以前にインフルエンザ予防接種を受けた時、2日以内に発熱、全身性発疹等のアレルギーを思わせる症状があった人。</p> <p>⑤ その他、医師が不適当な状態と判断した場合 (説明) 上の①～④に入らなくても医師が接種不適当と判断した場合は接種を受けられません。</p>
4	<p>予防接種を受けるに際し、主治医とよく相談することが必要な人</p> <p>① 心臓、じん臓又は呼吸器の機能に自己の身の辺の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する人。</p> <p>② ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する人。</p> <p>③ 治療中・経過観察中の病気(慢性疾患等)がある人は『病気の治療を受けている主治医』と『予防接種を受ける医療機関の医師』が異なる場合は、接種に出かける前に、病気の治療を受けている主治医に「インフルエンザ予防接種」を受けることについての意見を必ず聞いておいてください。</p>

5	<p>予防接種を受けるまでに期間をあけることが必要な人</p> <p>① 最近、他の予防接種を受けられた人は、ワクチンの種類が「生ワクチン」であった場合には接種した日の翌日から起算して27日以上、「不活化ワクチン」又は「トキシイド」の場合には6日以上、インフルエンザ予防接種を受けるまでに間隔をあける必要があります。</p> <p>② 最近ウイルス性疾患に罹患した場合は、予防接種を受けるまでに間隔をあけることが必要な場合もあります。 (注意) ①②について、当てはまると思う人は事前に医療機関又は保健福祉課へお問い合わせください。</p>
6	<p>予防接種を受けた後の一般的な注意事項</p> <p>① 予防接種を受けた後24時間は副反応の出現に注意し、体調にご注意ください。特に接種直後30分以内は、急な副反応が起こることがあります。医師(医療機関)とすぐに連絡をとれるようにしておきましょう。</p> <p>② 原則としてインフルエンザワクチン接種後1時間を経過すれば、入浴は差し支えありません。</p> <p>③ 接種日は普段通りの生活をして構いませんが、激しい運動や大量の飲酒は接種後24時間避けましょう。</p> <p>④ 高熱、けいれん等の症状が見られた場合は、速やかに医師の診察をお受けください。</p>
7	<p>予防接種の副反応 【※重要】</p> <p>① 予防接種を受けた人のうち 10～20%の人が、接種した場所の発赤、腫れ、痛みなどを起こすことがあり、2～3日で消失します。全身性の反応としては、5～10%で発熱、頭痛、さむけ、体のだるさなどがみられますが、やはり2～3日で消失します。ワクチンに対するアレルギー反応として湿疹、じんましん、発赤とかゆみなどが数日見られることもまれにあります。</p> <p>② インフルエンザワクチンは不活化ワクチンですので、ウイルス自体は化学的に処理され病原性はないので、その予防接種によってインフルエンザになることはありません。</p> <p>③ 予防接種後に発熱した場合も、インフルエンザ以外の冬季に見られる呼吸器疾患にかかった可能性もあり、必ずしもワクチンの副作用とは限りませんが、念のため医師にご相談ください。</p> <p>④ 重篤な卵アレルギーのある人は、予防接種を避けるか、インフルエンザにかかるリスクと予防接種に伴う副反応のリスクとを考慮して、予防接種前に主治医または接種医師と十分相談してください。</p> <p>⑤ その他にギランバレー症候群、急性脳症、急性散在性脳脊髄炎、けいれん、肝機能障害、喘息発作、紫斑などの報告がまれにあります。参考までに、米国ではこれまでにギランバレー症候群を発症したことがある人は、予防接種をしないように指導されています。</p> <p>⑥ 極めてまれですが、死亡の届け出もあります。日本では、昭和51年から平成6年までの、主に小児に対してインフルエンザ予防接種が行われていたときの統計では、インフルエンザ予防接種により引き起こされたことが完全には否定できないとして、救済対象と認定された死亡事故は約2,500万接種あたり1件でした。</p> <p>※予防接種を受けた後、接種部位が痛みや熱をもってひどく腫れる、全身にじんましんが現れる、嘔吐(おうと)を繰り返す、顔色が悪い、低血圧になる、高熱が出るなどの症状が出た場合は、すぐに主治医または接種医師の診察を受けてください。</p>
8	<p>予防接種による健康被害救済制度 〔契約医療機関 65歳以上の方〕 今回のワクチン接種に伴い生じた健康被害の救済措置については、「予防接種法健康被害救済制度」に基づきます。</p> <p>〔契約外医療機関の場合と、契約医療機関 65歳未満の方〕 年齢を問わず、予防接種法に基づく予防接種とみなされないため、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の「医薬品副作用救済制度」が適用されます。</p>
9	<p>気にかかることや不明な点があれば、予防接種を受ける前に医師や保健福祉課にご相談ください。</p>



お問い合わせ先

担当	電話	相談受付時間(平日のみ)
白川町 保健福祉課	0574-72-2317 〔内線 361・362〕	8:30～17:15